葛飾区障害者施策推進計画・第7期葛飾区障害福祉計画・第3期葛飾区障害児福祉計画(素案)の 区民意見提出手続(パブリック・コメント手続)により提出された意見に対する区の考え方【大人からの意見】

【取扱いの凡例】 ◎:計画(案)に意見を反映する ○:計画(素案)に盛り込まれている △:意見・要望としてお聞きし、今後の参考にする

No.	計画(素案)関連箇所	意見の要旨	取扱い	区の考え方		
葛飾	葛飾区障害者施策推進計画に関するもの					
1	21~24ページ、25~28ページ 1 自立生活支援 (2)社会参加の支援 (3)社会資源の充実	重症心身障害児者の特性に合った 社会参加の支援、生涯学習の場を 検討してほしい。	0	区では、障害のある方が日中、創作的活動などを行う場として、生活介護事業所の整備に取り組んでいます。通所施設の整備支援を進め、重症心身障害児者の方の社会参加を支援してまいります。 また、生涯学習の場につきましては、ご本人及び保護者団体からの聞き取り等により具体的なニーズを把握してまいります。		
2	25~28ページ 1 自立生活支援 (3)社会資源の充実	医療的ケアの必要な障害のある方 の通所施設の整備、看護師の確保 をしてほしい。		区では、医療的ケアを必要とする重症心身障害のある方の日中活動の場を確保していく必要があると考えており、社会福祉法人等へ整備支援を進めてまいります。また、運営支援を実施し、看護師の確保についても各施設に働きかけてまいります。		
3	25~28ページ 1 自立生活支援 (3)社会資源の充実	よつぎ療育園の移転、拡大を東京 都へ働きかけてほしい。	Δ	いただいたご意見につきましては、よつぎ療育園を設置している東京都に対して、内容を伝えます。		
4	25~28ページ 1 自立生活支援 (3)社会資源の充実	区内で短期入所が利用できるよう 地域の総合病院等へ働きかけてほ しい。 (同様の意見は他に1件)	Δ	区内での短期入所先につきましては、病院や東京都、関係機 関との連携を図りながら検討してまいります。		
5	25~28ページ 1 自立生活支援 (3)社会資源の充実	重い障害があっても、住み慣れた 地域で安心して暮らせるようなグ ループホームを整備してほしい。 (同様の意見は他に2件)	0	区では、障害のある方の地域生活を支援するため、特に重度 障害のある方のグループホームを確保していく必要があると考 えております。このため、整備を行う社会福祉法人等に対し整 備費の一部を助成することで整備の促進を図ります。		

6	25~28ページ 1 自立生活支援 (3)社会資源の充実	区内で利用できるような重症心身 障害児者の短期入所施設を整備し てほしい。	0	区では、ご自宅で障害のある方の介護をしている方の緊急時の対応や負担軽減のため、重症心身障害や医療的ケアが必要な方を対象とする、短期入所施設を確保していく必要があると考えております。このため、通所施設、グループホーム等を整備支援する際に、短期入所用の居室を合築して整備するよう、今後とも働きかけてまいります。
7	25~28ページ 1 自立生活支援 (3)社会資源の充実	既存の通所施設での東京都地域施 設活用型の推進をお願いします。	0	地域施設活用型とは、東京都が区市町村に委託し、地域の障害者施設等において、比較的軽度な医療的ケアを必要とする在宅の重症心身障害児者を受け入れ、日常生活動作や運動機能低下防止等の訓練を行う事業です。 区では、重症心身障害のある方を対象とする通所施設の整備支援が必要と考えており、今後、施設の整備を行う社会福祉法人等だけでなく既存の施設につきましても、本事業について情報提供してまいります。
8	25~28ページ、32~33ページ 1 自立生活支援 (3)社会資源の充実 (5)介護者支援	障害のある方が安心して利用できるように職員の定着、人員確保をお願いします。 (同様の意見は他に1件)	0	区では障害者施設や事業所の人材確保や職員の定着が必要であると考えております。このため、障害福祉サービスを担う職員の介護負担の軽減や職場環境の向上を図る支援策を検討してまいります。
	29~31ページ 1 自立生活支援 (4)生活支援	難病福祉手当の差押禁止条項を条 例に設けてほしい。	Δ	区の難病福祉手当の支給処理において、手当の受給権を差押する事例はなく、また、区の債権滞納処分においても難病福祉 手当を差押対象とする事例は発生しておりません。現状、条例 に盛り込む予定はございませんが、他自治体の動向等を注視し てまいります。
10	29~31ページ 1 自立生活支援 (4)生活支援	障害のある方の日常生活を支援するサービスの対象者を、身障手帳 1~4級、愛の手帳1~4度、難 病、精神障害まで拡大してほし い。	Δ	障害のある方の日常生活を支援するサービスにつきまして は、障害の程度をあらわす等級に加え、サービスを希望される 方が該当するか個別にお話を伺ったうえで決定します。引き続 き適正なサービス提供に努めてまいります。
11	29~31ページ 1 自立生活支援 (4)生活支援	現行の制度では医療助成が不十分 な障害のある方に対し、独自の医 療助成制度を作ってほしい。	Δ	心身障害者医療費助成制度は、心身障害者に対し、医療費の一部を助成することにより、心身障害者の保健の向上に寄与するとともに、心身障害者の福祉の増進を図るもので東京都が実施する制度です。引き続き適正なサービス提供に努めてまいります。

12	50~53ページ 3 育成支援 (2)学齢期の育成支援	区内中学校の特別支援学級が少ない。金町付近に無いので、金町中学校に特別支援学級を設置してほしい。	Δ	特別支援学級の新たな設置については、年度ごとの在籍者数の推移をもとに、設置の必要性について、特別支援教育推進委員会等で検討しております。今後も必要に応じた学級の設置に努めてまいります。
13	61~63ページ 4 地域で支えあうまちづくり (4)防災対策の充実	個別避難計画に基づく避難訓練の 実施をお願いします。	Δ	区では、高齢者や障害者などが災害時に適切に避難行動を取ることができるよう、「個別避難計画」を作成してきました。今後は、地域の災害リスク、避難行動要支援者の障害特性、支援者の有無等に応じた、個別避難計画の適宜見直しを進めるとともに、地域の方や民間事業者の協力体制のもと、安否確認や避難支援等の仕組みづくりにより、災害時要配慮者対策全体の実効性を高め、避難訓練の実施に繋げていきたいと考えております。
14	61~63ページ 4 地域で支えあうまちづくり (4) 防災対策の充実	避難行動要支援者で常時、医療機器を使う場合、機器からでる騒音、吸引音等があることを考慮して福祉避難所へ直接避難できるようにお願いします。福祉避難所へ移動できない場合はできるだけプライベート空間を確保してください。		地震発生後は、まずは第一順位避難所である学校避難所を開設し、続いて第二順位避難所の福祉避難所を順次開設することとしています。一方で、発災後に速やかに開設できるよう、民間事業者や地元自治町会等と連携して、福祉避難所の設置・運営訓練の実施を計画しております。 また、水害が予期される場合には、福祉避難所への直接避難が可能となるよう、対象施設の検討や避難行動の検証を進めていきます。 なお、在宅療養者や医療的ケア児など、常時、医療機器を使用されている方については、避難所で生活できるよう、プライベート空間の確保を含めた支援方法について、検討してまいります。
15	61~63ページ 4 地域で支えあうまちづくり (4)防災対策の充実	福祉避難所から緊急に病院等に移 送できる体制整備をお願いしま す。	Δ	区では、災害時等の医療機能が低下した際に区民の生命と健康を守るため、迅速かつ適切な医療救護活動について定めた「葛飾区災害医療救護計画」を策定しています。この計画に基づき、発災後72時間以内は、傷病者の応急処置を行う緊急医療救護所を設置するとともに、地域の医療機関と連携した傷病者の受け入れ態勢を整え、被災者の医療を行っていきます。
16	61~63ページ 4 地域で支えあうまちづくり (4)防災対策の充実	在宅避難を選択した場合の安否確 認、安全確保、衛生材料、生活物 資の提供をお願いします。	0	区では「避難行動要支援者名簿を活用した支援の手引き」を作成し、自治町会や学校、PTA等が参加する地域防災会議にて、障害者の方等の安否確認や必要な物資の確認といった仕組みづくりなどの取組を進めてきました。引き続き、地域や事業者との協力体制の構築を進めてまいります。

61~63ページ	発災時に速やかに福祉避難所を開設するため、民間事業 自治町会に福祉避難所の役割を理解していただき、福祉避 の設置・運営訓練を協働で実施することを検討してまいり す。
----------	---